

## 2 福祉・健康

### 2-1 高齢者福祉

#### (1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

#### 歳を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち

高齢者一人ひとりがいつまでも、住み慣れた地域で、自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助<sup>注3)</sup>の組み合わせによって、地域全体で支え、安心して暮らせる居住空間の整備やさまざまなバリアフリー化、活躍できる場づくりなどの高齢者福祉施策の向上を図り、生涯にわたって、いきいきと、その人らしい生活が送れるまちを目指します。



#### (2) 実現に向けた基本的取組

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者本人、家族、地域などが役割を分担して協力しながら、まちのバリアフリー化や施設整備などのハード面と、介護、医療体制の充実などのソフト面の両面から生活環境を整備します。
- ② 高齢者の生きがいづくりを推進するため、地域や事業者と連携・協力しながら、高齢者の知識や経験を活かした社会参加、活動の場の充実、介護予防への取組などを促進します。
- ③ 閉じこもりの予防、非常時・災害時の対応、一人暮らしや認知症の高齢者の支援などのため、地域での見守りや支え合いを進めるとともに、高齢者や家族への情報提供を充実させます。
- ④ 介護家族の負担軽減のため、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みや居宅での介護を支えるサービスの充実、相談対応などの環境づくりを推進します。
- ⑤ 高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の普及啓発や、虐待防止のための広報活動を推進するとともに、関係機関などの連携・協力を図り、人権がより尊重される社会を目指します。
- ⑥ 高齢者が併せ持つ医療と介護のニーズに対応するため、医療機関などと介護サービスの連携を強化するとともに、地域包括支援センターの機能を強化し、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアの充実を図ります。

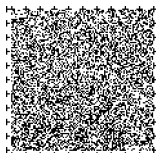
注3) 福祉分野では、さまざまな助け合いの形態を、次のように定義します。

「自助」とは、自ら働いて、又は自らの年金収入などにより、自らの生活を支え、自ら健康を維持することをいいます。

「互助」とは、インフォーマルな相互扶助、例えば、近隣の助け合いやボランティアなどをいいます。

「共助」とは、社会保険のような制度化された相互扶助をいいます。

「公助」とは、自助・互助・共助では対応できない困窮などの状況に対し、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行うことなどをいいます。

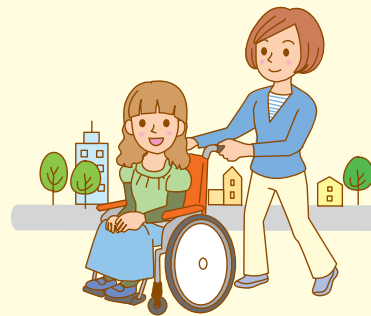


## 2-2 障害者福祉

### (1) 分野ごとの将来像 ～ 10年後にあるべき姿～

#### だれもお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち

ノーマライゼーション<sup>注4)</sup>の理念に基づき、障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重される、一層ふれあいのある社会にしていきます。また、住み慣れた地域社会で豊かな生活が送れるよう、居住空間の整備や地域全体のバリアフリー化などを進めるとともに、就労支援などを推進することで、障害者の自立生活や社会参加が実現できるまちを目指します。

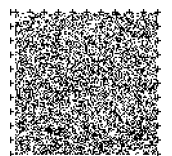


### (2) 実現に向けた基本的取組

- ① 障害者が自立した生活を営むため、障害の種類・程度やそれぞれのライフステージなどに応じた支援を行うとともに、障害者のネットワークづくりの推進、障害者自ら相談に応じることを含めた相談体制の強化など、障害者福祉サービスの充実を図ります。
- ② 障害者が安心して地域で暮らすため、障害者グループホームやケアホームなどを整備するとともに、地域の中で障害者を見守る体制をつくります。
- ③ 障害者が自らに合った仕事に就けるよう、就労関係機関などとの連携を強化しながら、相談体制の充実をはじめ、きめ細やかで総合的な支援を図ります。
- ④ 地域の中で障害者が交流を深められるよう、地域との連携により、さまざまな地域活動への参画を推進します。
- ⑤ ひとにやさしいまちづくりのため、公共施設、交通機関、道路などのバリアフリー化を、障害者の参加・協力も得ながら、さまざまな事業者と連携して推進します。
- ⑥ 障害者の社会参加を促進するため、情報のバリアフリーを推進し、必要な情報が入手しやすい環境をつくります。
- ⑦ 「合理的配慮<sup>注5)</sup>」の考え方を浸透させ、差別のない社会としていくため、障害のある人となない人との交流の場づくりや啓発活動などを通して、心のバリアフリーなどを推進します。

注4) 「ノーマライゼーション」とは、障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいいます。

注5) 「合理的配慮」とは、障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮をいいます。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当します。



## 2-3 生活福祉

### (1) 分野ごとの将来像 ～ 10年後にあるべき姿～

#### だれもが住み慣れたところで自立して暮らせる、 セーフティネットのあるまち

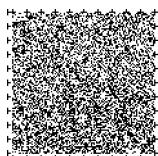
加齢や疾病などさまざまな事情により、生活していくことが困難な状況に至った場合でも、区民が互いに助け合い、また、必要かつ柔軟な支援が行われることで、だれもが社会生活から遠ざけられることなく、地域で自立した生活を送ることができる、セーフティネットのあるまちを目指します。

### (2) 実現に向けた基本的取組

- ① 生活困窮者が自立した社会生活を送れるよう、的確な就労支援や生活・医療支援、充実した相談対応などの総合的な支援、居住環境の整備を行います。
- ② ひとり親世帯や若者、子どもたちが、貧困に陥ることなく自立した社会生活を送れるよう、就労支援など適切な支援が受けられる体制を充実させていきます。
- ③ ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>注6)</sup>の防止と早期発見のため、意識啓発や関係機関と連携した相談体制の整備を充実し、被害発生時に安心して生活が送れるように必要な支援を行います。
- ④ 医療・介護・年金など公的保険の制度を将来にわたって維持・充実していくため、制度の周知・啓発などを通じ、利用しやすい仕組みづくりを進め、適切な制度運用に努めます。
- ⑤ 生活困窮者が孤立することなく安心して暮らせるよう、地域での助け合いや見守りなど、支え合いの仕組みづくりを進めます。



注6) 「ドメスティック・バイオレンス（DV）」とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体的・性的・精神的暴力をいいます。



## 2-4 健康づくり

### (1) 分野ごとの将来像 ～ 10年後にあるべき姿～

#### だれもがいつまでも笑顔で健康に暮らせるまち

生活習慣病の予防をはじめとして、区民一人ひとりが生涯にわたり、心豊かに充実して暮らせるよう、区民の健康づくりの取組を支援・推進します。また、病気になった場合には、安心して医療サービスが受けられるまちを目指します。

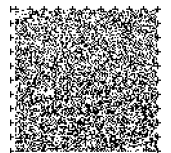
### (2) 実現に向けた基本的取組

- ① ライフステージに応じた健康づくりに、区民が主体的に取り組み、心身ともに健康的な生活習慣を確立するため、必要な相談や支援、意識啓発などを行います。
- ② 疾病の早期発見・早期治療とその回復につながるため、各種健康診断や健康相談等の予防のための活動を進めるなど、必要な支援を行います。
- ③ 区民が切れ目ない医療を受けられるよう、かかりつけ医や薬局を持つための支援、医療機関の連携と役割分担の明確化を図り、地域における保健医療体制づくりを進めます。あわせて、慢性疾患の方への療養支援を行います。
- ④ 区民が適切な受診行動を取れるよう、医療機関などに関する情報提供や相談機能を強化し、インフォームドコンセント<sup>注7)</sup>に立脚した医療機関と区民との信頼関係の構築を支援します。



区民ラジオ体操祭

注7) 「インフォームドコンセント」とは、医師などが医療を提供するにあたり適切な説明を行い、患者が理解し同意することをいいます。



## 2-5 生活衛生環境

### (1) 分野ごとの将来像 ～ 10年後にあるべき姿～

#### だれもが快適で健康に暮らせる、安全で清潔なまち

区民が健康で安全に暮らせるよう、感染症などの健康危機から区民を守るとともに、快適な生活環境の確保や、食品、医薬品などの安全の確保を図ります。また、人と動物とが共生できるまちを目指します。

### (2) 実現に向けた基本的取組

- ① 新たな感染症など健康を脅かす事態に際し、最善の対応や対策を行うため、区民や地域活動団体、医療機関と連携し、健康危機管理体制の充実を図ります。
- ② 理・美容所や公衆浴場、旅館などの利用者の健康・安全を守るため、事業者は自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区は衛生管理に必要な支援や監視・指導を行います。
- ③ 住まいやオフィスにおける快適な生活環境づくりのため、区民・事業者に対し、有害な化学物質の発生抑制などに必要な支援や指導を行います。
- ④ 薬局や医薬品販売店、毒物劇物営業施設などにおける薬品等の適正な保管管理・流通を確保するため、事業者に対する監視・指導を徹底し、事件事故の発生を防止します。
- ⑤ 有害食品の排除や食中毒の防止のため、事業者による自主管理や区による監視・指導を徹底するとともに、区・事業者・区民の連携による情報共有などを図り、食の安全を確保します。
- ⑥ 人と動物とが共生できるよう、地域主体の取組を支援するとともに、適正な飼育の普及・啓発や飼い主のマナー向上を図ります。

